国立大学法人静岡大学役員報酬規程

06.12.25 最終改正

（目的）

第１条　この規程は、国立大学法人静岡大学の役員の報酬に関し、必要な事項を定める。

（役員の報酬）

第２条　役員の報酬は、常勤の役員については、基本給、地域調整手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当及び期末特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

（報酬の支給日）

第３条　役員の報酬（期末特別手当を除く。）は、毎月１７日に支給する。ただし、支給定日（この項において、毎月１７日を「支給定日」という。）が、日曜日に当たるときは、支給定日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給定日の翌日）に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に、支給定日が月曜日で、かつ、休日にあたるときは、支給定日の翌日に支給する。

（基本給）

第４条　常勤の役員の基本給月額は別表によるものとし、次の各号に掲げる範囲内で経営協議会の議を経て学長が定める。

(1)　学長　５号給又は６号給

(2)　理事　１号給以上３号給以内

(3)　監事　１号給

（地域調整手当）

第５条　地域調整手当は、国立大学法人静岡大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第１７条第１項に規定する地域調整手当の支給要件に該当する常勤の役員に支給する。

２　地域調整手当の月額は、給与規程第１７条第２項に規定する額とする。

３　前項に規定するもののほか、地域調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（広域異動手当）

第５の２条　広域異動手当は、給与規程第１７条の２第１項に規定する広域異動手当の支給要件に該当する常勤の役員に支給する。

２　広域異動手当の月額は、給与規程第１７条の２第１項に規定する額とする。

３　前項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第６条　通勤手当は、給与規程第１９条第１項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤の役員に支給する。

２　通勤手当の月額は、給与規程第１９条第３項に規定する額とする。

３　前項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第７条　単身赴任手当は、給与規程第２０条第１項又は第２項に規定する単身赴任手当の

支給要件に該当する常勤の役員に支給する。

２　前項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（期末特別手当）

第８条　期末特別手当は、６月１日及び１２月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、それぞれ学長が定める日に支給する。これらの基準日前１月以内に退職し又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。

２　期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において常勤の役員が受けるべき基本給、地域調整手当及び広域異動手当を基礎とし、経営協議会の議を経て、学長が定める。

３　前項の場合において、学長は、国立大学法人評価委員会の業績評価の結果を勘案し、その者の業績に応じ、その額の１００分の１０の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。

４　期末特別手当は、経営協議会の議を経て支給しないことがある。

（非常勤役員手当）

第９条　非常勤の役員（理事及び監事）手当は、月額 100,000 円以上 500,000 円以内で経営協議会の議を経て学長が定める。

（月の中途で就任又は退職した場合の報酬）

第１０条　月の初日以外の日において新たに就任した役員に就任当月分の報酬（通勤手当及び期末特別手当を除く。以下この条及び次条において同じ。）を支給する場合は、報酬の日額に月の初日からその者が役員となった日の前日にいたるまでの日曜日以外の日の数を乗じて得た額を報酬月額から控除する。

２　月の初日以外の日において退職した役員に退職当月分の報酬を支給する場合は、報酬の日額に、その者が退職した日の翌日から月の末日にいたるまでの日曜日以外の日を乗じて得た額を報酬月額から控除する。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の報酬は、当月分の報酬月額の全額を支給する。

（報酬の日額）

第１１条　前条に規定する報酬の日額は、報酬月額を当該月の日曜日以外の日で除して得た額とする。

（報酬の支払方法）

第１２条　役員の報酬は、その金額を役員が指定する銀行その他の金融機関の本人名義の預金口座又は貯金口座への振り込みで支払うものとする。

（端数の処理）

第１３条　この規程により計算した金額に５０銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数を生じたときは、これを１円に切り上げるものとする。

（実施に必要な事項）

第１４条　この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（規程の改正）

第１５条　この規程を改正する場合は、経営協議会の議を経て学長が行う。

附　則

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１６年１０月２９日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

２　この規程施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在職する常勤の役員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に対応する次の表に定める号給とする。

表

旧 号 給	新 号 給
1	1
2	1
3	2
4	3
5	4
6	5
7	6
8	7
9	8

３　施行日の前日から引き続き常勤の役員である者には、基本給月額のほか、新号給と旧号給との差額に相当する額を基本給として支給する。ただし、再任された場合は、この限りではない。

附　則

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２１年１２月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２２年１２月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

（広域異動手当に関する特例）

２　広域異動に関する特例については、国立大学法人静岡大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成２７年４月１日改正）附則第８項及び第９項の規定を準用する。

附　則

この規程は、平成２９年３月１日から施行し、平成２８年１２月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和５年１２月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年１２月２５日から施行し、令和６年１２月１日から適用する。

別　表

号　給	基本給月額
	円
1	７１０，０００
2	７７０，０００
3	８２０，０００
4	９００，０００
5	９７０，０００
6	１，０４０，０００
7	１，１２０，０００
8	１，１９０，０００

(R6.12.1-)